

# 道徳は教科の時代へ

平成 25 年 2 月 教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）

- いじめ問題の本質的な解決 ▶ 道徳教材の抜本的な充実を図ること
- 特性を踏まえた新たな枠組みによる道徳の教科化をすること

平成 25 年 3 月 道徳教育の充実に関する懇談会 設置  
平成 25 年 12 月 「今後の道徳教育の改善・充実方策について」（報告）

- ・道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付けることを検討すべきである。
- ・道徳教育の目標と「道徳の時間」の目標をわかりやすく、かつ両者の関係を明確にする必要がある。
- ・発達段階ごとに内容を明確にすべきである。
- ・発達段階をより重視した指導方法の確立が求められる。
- ・数値による評価は行わない。
- ・教科書を導入することが適当である。

「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を作成。平成 26 年 4 月から全国の小・中学校にて使用開始。

平成 26 年 2 月 中央教育審議会に諮問（同年 3 月 道徳教育専門部会 設置）  
平成 26 年 10 月 「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）

- ・道徳の時間には教科共通の側面とそうではない側面があることを踏まえ、「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付ける。
- ・目標を明確で理解しやすいものに改善する。
- ・内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する。
- ・多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する。
- ・「特別の教科 道徳」（仮称）の中心となる教材として検定教科書を導入する。
- ・一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する（数値などによる評価は不適切）。

平成 27 年 3 月 学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部改正  
平成 27 年 7 月 改正学習指導要領解説 総則及び特別の教科 道徳編 公表

- ・学校教育法施行規則において、道徳の時間は「特別の教科 道徳」として位置付けられた。学習指導要領において、学校教育全体としての道徳教育に関することは「第 1 章 総則」に、「特別の教科 道徳」に関することは「第 3 章 特別の教科 道徳」へと構造化された。道徳科には検定教科書が導入されることになった。
- ・時間数は週 1 時間、原則学級担任が行うことについてはそれぞれ従前通りとされた。
- ・道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うという趣旨が明確化され、道徳科の目標は、具体化された学習活動を通して「道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改められた。
- ・内容について、視点の順序の入れ替えや、内容項目の追加・統合など再構成され、小学校から中学校までの内容の構造化・体系化が図られた。また、各内容項目には内容の手掛かりとなる言葉（キーワード）が付記された。
- ・指導方法の配慮事項として、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習など指導方法の工夫のほか、情報モラルに関する指導の充実や現代的な課題への対応などが求められた。
- ・教材については、特に、生命の尊厳、社会参画（中学校のみ）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、開発や活用に当たることが示された。また、教育基本法や学校教育法等に従い、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされないことなど、教材の具備すべき要件が明記された。
- ・評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握することを基本とし、数値などによる評価は行わないことが示された。

平成 27 年 6 月 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議 審議開始  
平成 28 年 7 月 「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について」 報告

## 【道徳科の指導方法】

- ・単なる生活経験の話し合いや、読み物の登場人物の心情の読み取りに終始することを避け、質の高い多様な指導方法を展開することが必要とされた。
- ・多様な指導方法の例として「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の 3 つが示されたが、これらはそれぞれが独立した指導の「型」ではなく、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うなど、主題やねらいに応じて適切に工夫改良を加えていくことが求められた。

## 【道徳科における評価の在り方】

- ・道徳科の特質を踏まえ、数値ではなく記述式とすること、個々の内容項目ごとではなく大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒の成長を励ます個人内評価とすることなどが示された。
- ・道徳科の評価記述欄を新設した指導要録の参考様式が提示された。なお、評価内容は「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定には活用することがないようにする必要があるという方向性が示された。

▶平成 27 年度より移行期間として、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取り組みが可能となっている。

## 道徳科のスタート

小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度より全面実施となり、検定教科書を使用した「道徳科」がスタートする。